

非化石価値取引について

2026年5月13日

資源エネルギー庁

中間目標値に向けた需給の検証（確報値）の修正

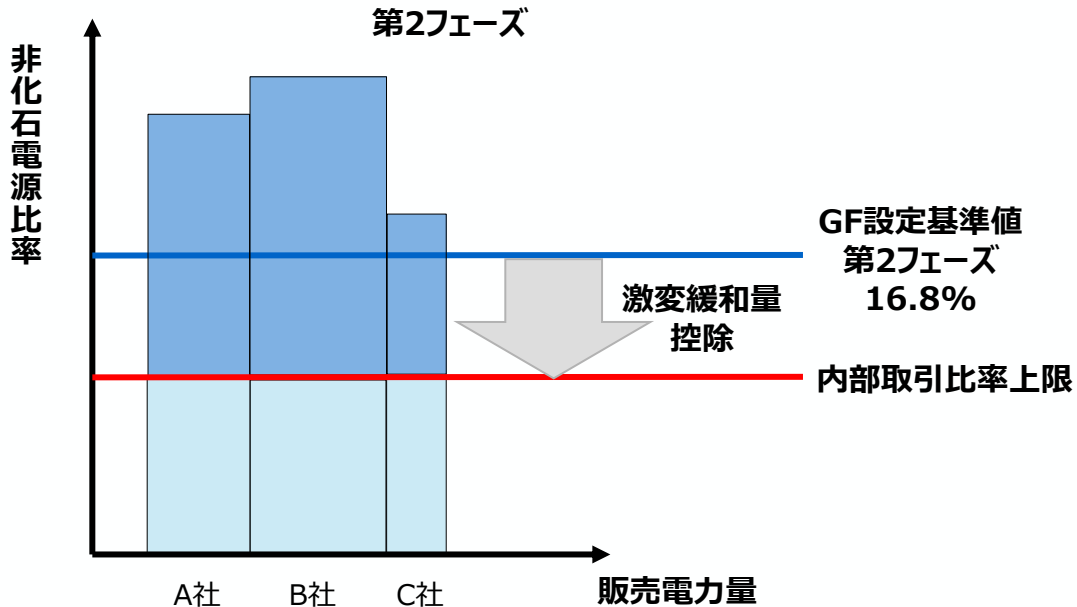
高度化法における事業者の目標値設定方法

- エネルギー供給構造高度化法（以下、高度化法）は、エネルギー供給事業者に対して非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講じる法律であり、国は各小売電気事業者に対して、達成すべき非化石電源比率の目標値を通知し、国は目標の達成状況等について、評価を行った上で公表している。小売電気事業者は義務履行のために、非化石電源の相対取引、または、高度化法義務達成市場を利用して非FIT非化石証書を調達している。
- 制度設計当初に非化石電源比率が高かった発電事業者（主に旧一電）に対しては、非FIT証書へのアクセス環境を確保する観点から、内部で取引可能な量に上限を課し、事業者の非FIT証書へのアクセス環境に配慮してきた。制度設計当初は制度対象事業者の非化石電源比率の平均値をGF設定基準値として設定していたが、第2フェーズ、第3フェーズでは小売電気事業者の非化石電源比率の上昇分を考慮して、GF設定基準値を漸減させており、それに伴い、内部取引可
エネルギーも減少してきた。
- 国は、非FIT証書へのアクセスに加え、事業環境、実態等を考慮し、小売電気事業者に過大な負担を課すことのないように証書の需給バランスを設定し、事業者がアクセスできると推定される非FIT証書（外部供出可能量）を需給バランスで除すことで算出される外部調達必要量を基に個社ごとの目標値を設定する。

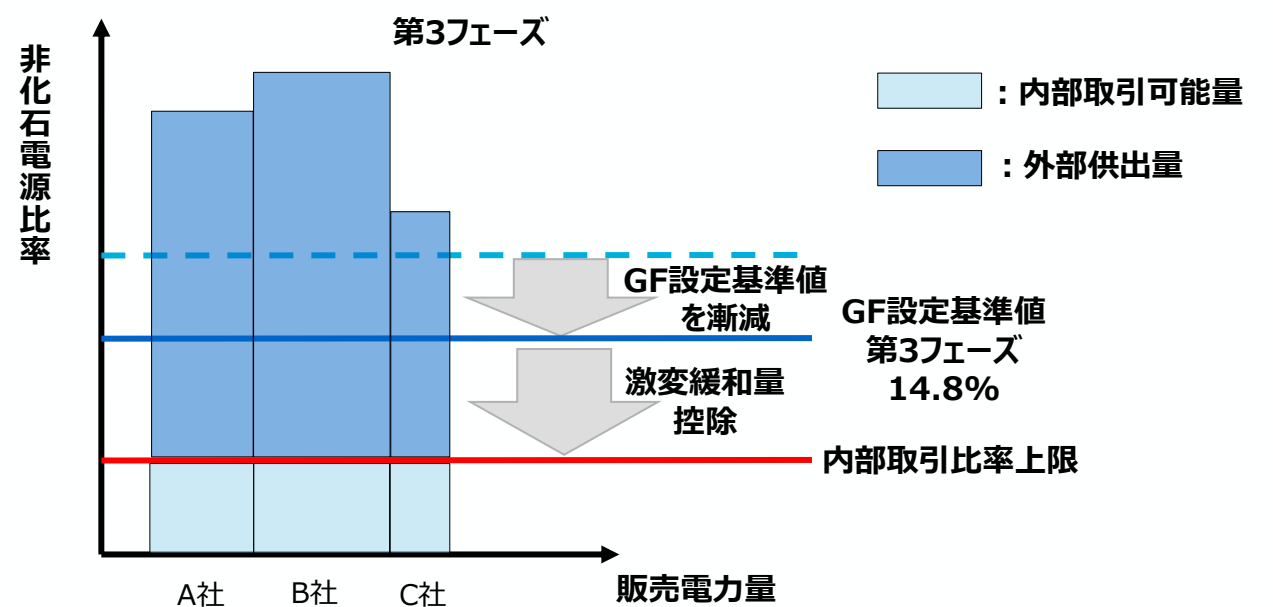
GF設定基準値の漸減に伴う内部取引量の変化

- 外部供出可能量は、非FIT供給想定量から内部取引量、自発的取引量を差し引いて算出される。
- 内部取引に制限が課される事業者の、内部取引上限は、GF設定基準値から激変緩和量^{※1}を除いた値に前年度の販売電力量を乗じた値としている。
^{※1} 2018年度の余剰非化石電気相当量（FIT非化石証書の売残り量）を各社の販売電力量に応じて分配した量。
 分配による非化石電源比率上昇の影響を考慮し、FIT発電量のうち一部を控除する措置を講じている。
- GF設定基準値は、各フェーズ開始時の小売電気事業者の非化石電源比率に応じて、第1フェーズは22.8%、第2フェーズは16.8%、本年度の第3フェーズからは新たに14.8%と漸減しており、内部取引上限に下方圧力を与えている。

□ GF設定基準から激変緩和量を除き、内部取引に制限が課される事業者の内部取引比率上限を算定



□ GF設定基準を下げることで、主に旧一電での内部取引量が減少（=市場や相対など外部への証書供出量が増加）



2026年度の中間目標値に向けた需給の検証（確報値）の修正

- 第113回制度検討作業部会において、2026年度の中間目標値に向けた需給の検証（確報値）を報告したが、別途検討を進めていた第3フェーズにおけるGF基準値の漸減措置について、対象事業者の内部取引可能量の計算の際に考慮されていなかった。
- GF設定基準値の漸減分を反映させ、改めて外部供出可能量を試算すると、約1,354億kWh（修正前：1,270億kWh）となり、事業者の外部調達比率は約15.8%（修正前：約14.8%）となる。
- 修正後の確報値の外部調達比率（約15.8%）は、2025年度の外部調達比率と（約15.0%）と比較して同程度の水準（GF基準値の漸減措置を考慮した結果、対前年で微増）であり、大きくその水準について妥当性を損なうものではないと考えられる。このため、2026年度の中間目標値の算出における外部調達比率を約15.8%に修正することとしたい。
- 本件は、速報値を算定した際に、実際の計算上でGF設定基準値の考慮が漏れており、確報値の計算の際には、速報値から前提が変化した数値を変更して計算を実施したため、前提となる数値全ての確認が実施されていなかったことに起因する。
- 今後、中間目標値を検討する際は、中間目標値の算定に用いる主要な諸元の値を十分に精査し、計算根拠の確認を実施することとする。

証書供給量
(推計)

2026年度の非化石電源（FIT+非FIT）からの供給量※1		
約3,351		
FIT発電量想定量※3	非FIT供給想定量	
約1,446	約1,905	
	内部取引量※2	自発的取引量※2
	約425	約126
		外部供出可能量
		約1,354

単位：億kWh

※1 直近の2026年度の供給計画とりまとめに基づく量

※2 内部取引比率（約22%）、自発的取引率は速報値の（約7%）とした。

※3 FIT発電量想定量は第102回制度検討作業部会で議論した際の近似式を2024年度までの実績を元に更新。

必要調達量

需要想定量※4	需給バランス (1.05)	
	外部調達比率	外部調達必要量
約8,159	15.8%	約1,290

※4 直近の2026年度の供給計画とりまとめに基づく量に、2024年度の高度化法対象事業者の販売電力量のシェア率（約97%）を掛けた値

(参考) 2026年度の中間目標値に向けた需給の検証 (確報値)

第113回制度検討作業部会
(2026年4月3日) 資料4から

- 2026年度の供給計画とりまとめを元に外部供出可能量を試算すると、**約1,270億kWh (速報値: 1,115億kWh)**となった。
- 外部供出可能量が速報値から増加した理由は、2026年度の供給計画とりまとめにおいて、原子力の再稼働等が反映されたことが考えられる。
- これまでの議論において、確報値の算出は、TFでの御意見を踏まえて、**需給バランスの変化による証書価格の変動を緩和する観点から、速報値の需給バランスを用いることとした。**この議論に基づき、需給バランスは速報値と同様(1.05)とすると、**事業者の外部調達比率は約14.8% (速報値: 12.9%)**となる。
- 確報値の外部調達比率(14.8%)は、2025年度の外部調達比率と(約15.0%)と比較して同程度の水準であり、大きくその水準について妥当性を損なうものではないと考えられる。
- 以上から、直近の実態を踏まえ、**2026年度の中間目標値の算出における外部調達比率を約14.8%としてはどうか。**

証書供給量 (推計)	2026年度の非化石電源 (FIT+非FIT) からの供給量 ^{※1}			単位: 億kWh
	約 3,351			
	FIT発電量想定量 ^{※3}	非FIT供給想定量		
	約 1,446	約 1,905		
		内部取引量 ^{※2}	自発的取引量 ^{※2}	
約 510		約 126	約 1,270	

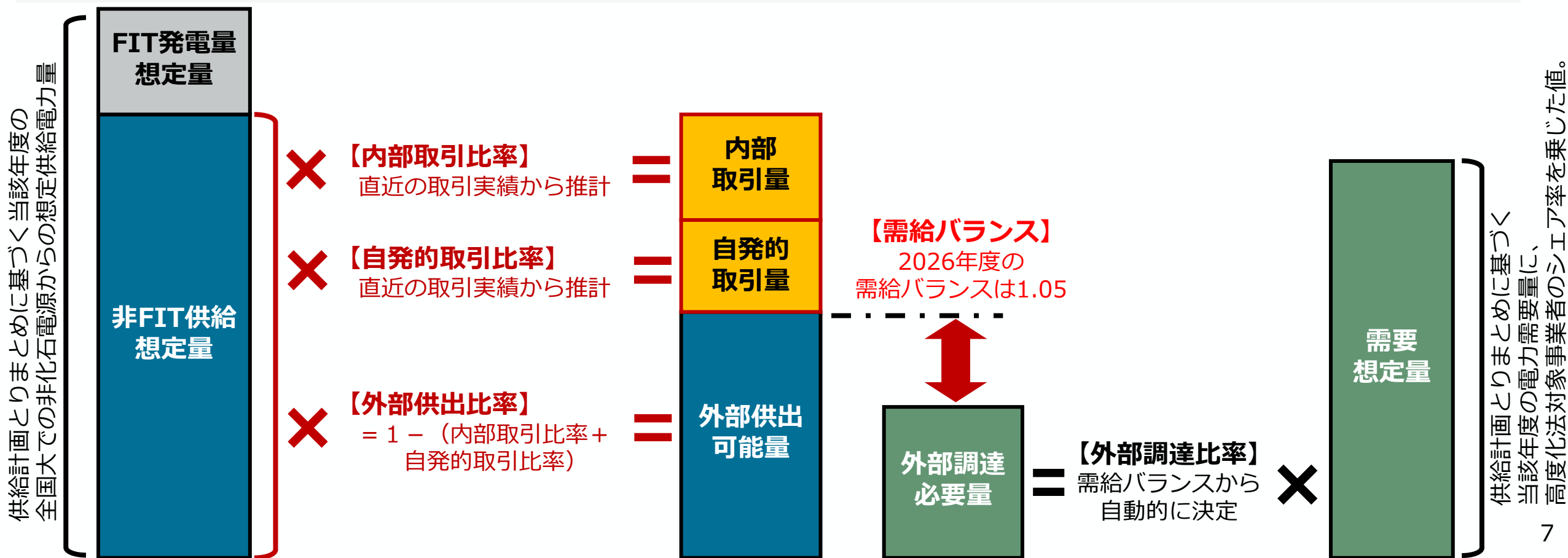
- ※1 直近の2026年度の供給計画とりまとめに基づく量
 ※2 速報値の内部取引比率(約27%)、自発的取引率(約7%)とした。
 ※3 FIT発電量想定量は第102回制度検討作業部会で議論した際の近似式を2024年度までの実績を元に更新。

必要調達量	需要想定量 ^{※4}	需給バランス (1.05)	
		外部調達比率	外部調達必要量
	約 8,159	14.8%	約 1,209

- ※4 直近の2026年度の供給計画とりまとめに基づく量に、2024年度の高度化法対象事業者の販売電力量のシェア率(約97%)を掛けた値

(参考) 第3フェーズからの中間目標値設定のイメージ

- 第2フェーズまでは、外部想定量から各想定量 (kWh) を控除して外部供出可能量を算定していたが、変動する供出想定量に対応出来るように、各想定量は供出想定量に対する比率 (%) から算出し、外部供出可能量を算定することとしてはどうか。
- FIT発電量想定量は、過去の発電量 (kWh) から推計するため、第2フェーズと同様に控除量を算出して控除する。



(参考) 第3フェーズにおける内部取引可能量の考え方

- 第3フェーズにおける旧一般電気事業者における非化石証書の内部取引可能量は、以下の方法で算定されている。

内部取引可能量 = 販売電力量 (送電端) × 内部取引比率

【内部取引比率】

GF設定対象外の場合：

第3フェーズにおけるGF設定基準値^{※1} (14.81%) - 激変緩和量^{※2} (8.63%) = 6.18%

GF設定対象の場合：

2018年度の各事業者の非化石電源比率 - 激変緩和量^{※2} (8.63%)

※1 GF設定基準値はフェーズ毎に変更。

※2 外部供出量の算定に用いる内部取引量の算定に際しては、販売電力量のシェアに応じて各小売電気事業者に配分されているFITによる支援を受けている電源の発電電力量の影響を考慮し、2018年度の実績を元に、FIT発電量のうち、一部を控除する措置を講じている（これは、激変緩和量と呼んでいる）。

(参考) 2026年度の中間目標値(確報値)の前提

- **非FIT供給想定量** (約3,351億kWh)

2026年度の供給計画とりまとめにおける、2026年度の一般水力、原子力、太陽光、風力、地熱、バイオマス、廃棄物の供給電力量から、FIT発電量想定量を控除した値。

- **FIT発電量想定量** (約1,446億kWh)

FIT発電量実績の推移を重回帰分析により多項式に近似することで推計した値。

- **外部供出可能量** (約1,354億kWh)

供出想定量 × 外部供出比率 (%)

注) 外部供出比率 = $1 - (\text{内部取引比率} + \text{自発的取引比率})$

- **内部取引比率** (約22%)

$(\text{25年度旧一電の非FIT証書内部取引予定量} + (\text{25年度旧一電以外の非FIT証書内部取引予定量})) / \text{25年度非FIT認定電力想定量}$

- **自発的取引比率** (約7%)

直近の取引実績における直接取引量および高度化法対象外の小売電気事業者の取引量合計が、非FIT証書全体に占める割合。

- **需要想定量** (約8,159億kWh)

2026年度の供給計画とりまとめにおける、2026年度の電力需要量に、24年度の高度化法対象事業者のシェア率を乗じた値。

- **需給バランス** (1.05※)

外部供出可能量 / 外部調達必要量

※需給バランスの変化による証書価格の変動を緩和する観点から、速報値の需給バランス1.05を用いることとした。

- **外部調達必要量** (約1,290億kWh)

需要想定量に外部調達比率を乗じた値。